

<圏域内の市町村による取組事例>

高齢者声かけ支援事業を活用した高齢者の見守りシステム	ニセコ町
<p><取組の背景></p> <p>本町は、人口5,000人程（高齢化率28%）の圏域中央に位置している。大きな人口減少はないが、独居世帯や高齢夫婦世帯が増えてきている。</p> <p>高齢者が自発的な介護予防に取り組み自立した生活を維持するため、要介護状態になりやすい高齢者世帯への生活相談、安否確認及び緊急時の対応を行う生活援助員等を派遣し、早期に関係機関等による支援体制を構築することを目的として、ニセコ町高齢者声かけ支援事業を開始した。</p> <p><取組の内容></p> <p>町がニセコ町社会福祉協議会に事業を委託し、訪問介護事業所内のヘルパーが登録している高齢者宅に赴き、声かけ訪問を行っている。基本は2週に1回の頻度で訪問しているが、登録者の希望や必要性に応じて週1回の訪問も可能である。1回15分程の訪問で体調や近況等を確認するが、登録者から相談があった場合には地域包括支援センターと連携して、支援体制の検討をしている。</p> <p>社会福祉協議会と地域包括支援センターは、訪問記録を2週に1回の間隔で共有しており、登録者の近況の把握ができています。また、早急に対応が必要な案件は電話で情報共有を行い、地域包括支援センターでの総合相談につながっている。</p> <p><工夫している点></p> <p>地域包括支援センターでは、独居高齢者宅に状況把握のため訪問し、高齢者声かけ支援事業の活用を勧めている。</p> <p>ニセコ町社会福祉協議会では配食サービス事業の配達時にも声かけや安否確認を行い、見守り機会の充実を図っている。</p> <p><実感している効果></p> <p>地域包括支援センターだけでは把握しきれない高齢者の近況や、変化を高齢者声かけ支援事業を通じて、把握することができている。特に、長期間に渡り声かけ訪問を続けることで、細かな認知機能の変化に気付く場合があり、高齢者の自立した生活を維持できるように、早期に支援体制を構築することができている。</p> <p>高齢者にとっても、定期的に体調を確認しに来てくれる人がいるという安心感があり、独居や高齢世帯夫婦のみでの生活における心理的不安の解消につながっている。</p> <p style="text-align: right;">執筆協力：ニセコ町</p>	

<圏域内の市町村による取組事例>

留寿都村介護予防・地域支え合い事業	留寿都村
<p><取組の背景> 高齢者等が要介護状態になることを予防するとともに、住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、在宅福祉の増進を図ることを目的として実施している。</p> <p><取組の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 軽度生活援助事業（留寿都村社会福祉協議会に委託） <ul style="list-style-type: none"> ☞ 日常生活上の援助 ● 生きがい活動支援通所事業（社会福祉法人溪仁会に委託） <ul style="list-style-type: none"> ☞ 利用者間の交流を図ることにより、社会性を持続する。 ● 配食サービス事業（留寿都村社会福祉協議会に委託） <ul style="list-style-type: none"> ☞ バランスのとれた食事の提供と同時に安否や近況の確認を行う。 ● 除雪サービス事業（留寿都村社会福祉協議会に委託） <ul style="list-style-type: none"> ☞ 居宅周辺の除排雪を実施 <p><工夫している点> 介護サービスでは対応できないケースをフォローする制度として住民にも浸透しており、要介護・要支援認定を受けていない高齢者で交通空白地に住んでいる場合や運転の可否、協力者の有無に応じて必要性を判断し、村が許可する者を対象としている。 「軽度生活援助事業」は買い物の付き添いや診察の同席など外出先での援助を受けられるサービスであり、留寿都村社会福祉協議会が実施する「外出サービス事業」の送迎と併せて利用することが多く、一連の支援となっている。</p> <p><実感している効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 慢性的な虚弱状態にある高齢者以外にも、元気高齢者が一時的に腰を痛めたり、家族が短期的に不在になるときに利用するなど、小さな困りごとにもきめ細やかな支援ができる。 ● 心配な高齢者に対し、早期介入や定期的な見守りができ、リスクファクターや変化の徴候に早期に気づき、対応することができる。 ● 「元気な人でも利用できるサービス」という認識を持ってもらうことで、サービスを利用する抵抗感を少しでも軽減し、支援の受容を促すことができる。 ● 生活に必要な外出を少しでも手厚く支援することで、安心して運転免許を返納することができ、危険運転防止にもつながっている。 <p style="text-align: right;">執筆協力：留寿都村</p>	

<圏域内の市町村による取組事例>

仁木町における生活支援等に関する取組について	仁木町
<p><取組の背景></p> <p>本町は人口3,089人（高齢化率40.7%）（令和5年3月31日現在）となっており、後志圏域北部に位置している。</p> <p>本町の特徴として、町の中心部から離れた場所にも高齢者が住んでおり、JRや公道を走る公共交通機関はあるものの、公共の便が不十分である。</p> <p>また、果樹栽培が盛んであり、家族が同居していても、農業に従事する期間は家を留守にすることが多いため、ケアが必要な対象者が1人となる場面が多い。</p> <p>地域ケア会議では、こうした世帯の課題について議論されており、家族支援力や制度的支援がなくても地域で支えられるような支援体制の基盤づくりを検討している。継続して在宅生活を送れるよう、これまで以下のような取組を行っている。</p> <p><取組の内容></p> <ul style="list-style-type: none">○外出支援サービス 要支援認定を受けている方、要介護認定をお持ちでない方のうち、公共交通機関の利用が困難な方に対して、町内及び隣町の余市町を範囲として、月2回まで通院や買い物における送迎を行うサービス。○ふれあい収集 ごみステーションまでのごみ排出が困難な高齢者や障がい者に対して、自宅前まで回収業者が伺い、排出を行うサービス。○障がい部局との連携 地域ケア会議には障がい担当にも参加してもらい、介護・障がい分野での連携強化を図っている。 <p><工夫している点></p> <p>高齢・障がい・介護など複数の部署が対応することが多いため、いずれの取組においても、担当者間で情報共有することを心がけている。</p> <p><実感している効果></p> <p>利用者は一定数いることから、在宅生活を送るための一助となっていると捉えている。</p> <p>また、地域ケア会議などを通じて複数部署で共通認識を持つておくことにより、迅速に対応できていると考えている。</p> <p style="text-align: right;">執筆協力：仁木町</p>	

<圏域内の市町村による取組事例>

<p>[生活支援] 1 要支援者への通院送迎サービス 2 移動困難者へのおでかけアシストサービス</p>	<p>赤井川村</p>
<p><取組の背景> 赤井川村は公共交通機関が村内と余市町を結ぶバス路線しかなく、その路線も令和3年3月に北海道中央バスでの運行を終え、村が運営を引き継いでおります。 バス路線は村の基幹道路である道道及び国道沿いの路線であり基幹道路を離れた地区への交通対策は皆無でした。 さらに、赤井川村では村内に要支援者に対する通院支援を行うサービスが無く、バスによる通院（特に村外医療機関）が困難な方はタクシーや家族・知人の送迎にて通院されている状況です。</p> <p><取組の内容> 社会福祉法人赤井川村社会福祉協議会による事業</p> <p>1 要支援者への通院送迎サービス</p> <p>(1) 正式事業名 福祉有償運送運営（通院送迎サービス） (2) 目的 村内高齢者、障がい者等で、移送手段を確保することが困難なため医療、福祉施設等、本人が希望するサービスの利用が困難な人に対して、福祉有償運送を実施することにより、自立を促進して地域福祉の向上を図ること。 (3) 運送の対象者 ①介護保険の要介護、要支援認定者、自立支援事業対象者 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者 ③その他社会福祉協議会会長が必要と認めた者 ※①に関して要介護の方は介護サービスを優先して利用してもらう。 (4) 利用者の登録 事業の利用には利用申請を行い登録を受けることが必要 (5) 利用の申し込み 利用日の3日前までに電話にて申し込む (6) 利用日 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12/30～1/5）以外 （月に1回土曜日に行われる赤井川診療所での整形外科診察日は利用できる） (7) 利用時間 8:30～17:00 (8) 運送範囲 村内、余市町及び仁木町、なお発着地は赤井川村とする (9) 利用料金 赤井川診療所 1往復500円、余市町・仁木町 1往復1,500円</p> <p>2 移動困難者へのおでかけアシストサービス</p> <p>(1) 正式事業名 交通空白地有償運送運営（おでかけアシストサービス） (2) 目的 村内住民で村内の移動手段を確保することが困難な人に対して、運送を実施することにより、公共施設での各種手続きのための利用やサークル活動への参加、買い物の支援を促進して地域福祉の向上を図ること。 (3) 運送の対象者 村に存在し会員登録をした者（通院目的は不可） (4) 利用者の登録 事業の利用には利用申請を行い登録を受けることが必要 入会金1,000円 (5) 利用の申し込み 利用日の3日前までに電話にて申し込む (6) 利用日 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12/30～1/5）以外 (7) 利用時間 8:30～17:00 (8) 運送範囲 村内 (9) 利用料金 片道 100円</p> <p><工夫している点> 社会福祉支援隊員（地域おこし協力隊）を活用し、赤井川村社会福祉協議会へ赤井川村地域おこし協力隊員活動支援業務として委託している。</p> <p><実感している効果> 令和5年7月より利用者登録等の準備、翌8月より事業実施しているが、8月の利用数は通院送迎サービスが9回、おでかけアシストサービスが11回となっており、需要があることが分かる。 利用者の意見も好評で、冬になると徒歩や電動カーでの移動が困難になるので頼みたいといわれる人も多く、さらなる利用の伸びが見込まれる。</p> <p style="text-align: right;">執筆協力：赤井川村</p>	

<圏域内の市町村による取組事例>

住民主体の通いの場	南幌町
<p><取組の背景></p> <p>本町は、人口7,305人、高齢化率34.98%（R2国勢調査）であり、平成26年度まで集えるサロンは町の中心部に1カ所しかなく、そのサロンに行くには距離的に足が向かない、知っている人がいるか不安などの声もあった。町では、地域の高齢者が気軽に行けるのは、各地域であるという認識のもと、集える場として、各地域にカフェサロンを増やしていくことを検討した。</p> <p>各地域のサロンを増やすということは、担い手の育成も必要であり、担い手についても各地域の地域住民がボランティアとして活動することで、自らの仲間づくりや生きがいづくりにもつながると考え、推進してきた。</p> <p><取組の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアとして運営していただけたらという方へ声掛けを行い、運営に向けて一緒に話し合いながら、自主運営に向けて手助けしていき、アフターケアとして年1回、意見交換会を実施し、各サロンのボランティア同士が自分たちの工夫しているところや困っているところを話し合い、自分たちの運営への参考としている。 ・ 運営するサロンへ補助金を出しているほか、令和2年度より社会福祉協議会へ委託し、各サロンの支援を生活支援コーディネーターにお願いしている。 <p>平成27年度 試行的に町内2カ所でカフェサロン立ち上げを実施。</p> <p>平成28年度～現在 6カ所立ち上げたが、担い手不足で1カ所が解散し、現在7カ所</p> <p><工夫している点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩いて行ける距離にサロンが開設されることを目指し、開設カ所を増やしてきた経過がある。 ・ 各サロンの運営は、運営ボランティアに任せているが、各々で工夫していることもたくさんあるため、相乗効果を目指して、年1回の意見交換会を実施している。 ・ 運営ボランティアには、認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座を受講していただき、認知症になっても通い続けられる場として、認知症カフェとしても位置付けている。 <p><実感している効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な地域にあるサロンのため、参加している方もなじみの人が多く、地域で気軽に交流できる場となっており、運営ボランティアとなっている方も、楽しんで実施している方が多く、ボランティアをすることで生きがいや生活のハリとなっている。 <p style="text-align: right;">執筆協力：南幌町</p> <p><町内のカフェサロン></p> 	

<圏域内の市町村による取組事例>

由仁町地域包括ケアシステム取組（条例制定・24時間体制の医療相談システムの運用）	由仁町
<p>由仁町地域包括ケアシステムの推進に関する条例を制定</p>	
<p><取組の背景></p> <p>住民の多くの方は、高齢になり医療や介護が必要な状況になっても、適切なサービスを利用して、自立した日常生活を送ることを望んでいます。</p> <p>住民の誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを目指すため、社会保障制度はもとより、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が一体的かつ継続的に提供される「地域包括ケアシステム」をより一層推進するため条例を制定しました。</p> <p>条例の施行日：令和5年10月1日</p> <p><主な取組内容></p> <p>町、町民、医療・介護等関係者が、自助、互助、共助及び公助の考え方にに基づき、それぞれの役割を理解し、協働して体制を整えます。</p> <p>地域包括ケアシステムの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、地域包括ケアシステム連携推進会議を設置します。</p>	
<p>緊急通報装置を活用した24時間体制の医療相談システムの運用</p>	
<p><取組の背景></p> <p>高齢化の進展（令和5年4月1日現在高齢化率43.0%）や独居高齢者の増加及び地域の公共交通機関の減少している状況の中でも、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制を整える。</p> <p><取組の内容></p> <p>一人暮らしの高齢者や障がい者などの自宅に、緊急通報装置を設置。緊急通報装置は、救急要請ができるほか、救急車を呼ぶほどでもないが、体調に不安がある場合、町立診療所の医師や看護師と直接電話で医療相談でき、24時間体制でサポートし、状況により医師が往診を行うこともできる。</p> <p><工夫している点></p> <p>緊急通報装置設時に、利用者から同意を得、利用者の緊急連絡先や健康に関する情報などを情報共有システム（バイタルリンク）に掲載する。医療相談や往診を利用する際、町立診療所の医師や看護師が利用者の情報を確認することで、迅速で適切な対応ができる。</p> <p><実感している効果></p> <p>健康に不安を抱える一人暮らしの高齢者などが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる。</p> <p style="text-align: right;">執筆協力：由仁町</p>	
<p><緊急通報装置></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	

<圏域内の市町村による取組事例>

在宅高齢者の安否確認を含めた情報連携	長沼町
<p><取組の背景></p> <p>介護が必要になった状態になっても住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるためには、地域における見守り、安否確認などの在宅サービスが重要となってくる。</p> <p>町内では高齢者世帯や高齢者で独居の方が増えているが、ご家族が遠方において緊急時等に直ちに対応できず、不安に過ごしている高齢者が多くおり、その不安解消のために社会福祉協議会と地域包括支援センターが連携して安否確認、利用者の情報連携を行っている。</p> <p><取組の内容></p> <p>社会福祉協議会のボランティア約20名が週1回から月1回程度（個人の要望に合わせて周期を決めている）申込みのあった方々へ電話で安否確認を取っている。</p> <p>電話が繋がらない時は、社会福祉協議会の職員へボランティアから連絡が入り、必要に応じて自宅へ直接訪問し、安否確認を行う。訪問でも安否確認がとれない場合は、地域包括支援センターへ連絡が入り、関係機関（町、警察等）と連携して確認を行う。</p> <p><工夫している点></p> <p>ボランティアが電話する時には、体調等の確認だけでなく、普段の生活についても聞き取ることで、閉じこもりがちの高齢者が外の誰かと話せる、相談できるようにしている。</p> <p>また、月に1度、社会福祉協議会職員と地域包括支援センター職員が高齢者支援会議を開催し、お互いの情報を共有できるようにしている。</p> <p><実感している効果></p> <p>毎日を自宅だけで過ごし、閉じこもりがちの高齢者でも外の人と話すことでリフレッシュでき、遠方にいるご家族も何かあった時のための安心へつながっている。</p> <p>また、月1回の社会福祉協議会職員と地域包括支援センター職員の情報共有の場でも、在宅で生活している高齢者で支援が必要な方々の把握ができ、早期の対応へとつながっている。</p> <p style="text-align: right;">執筆協力：長沼町</p>	
<p><取組の様子></p> 	

<圏域内の市町村による取組事例>

若年性認知症・軽度認知症高齢者本人向けの事業(コミュニティ農園畑楽(はたらく))	滝川市
--	-----

<取組の背景>

本市は、北海道のほぼ中央に位置し、道央自動車道やJR函館本線が通るなど、札幌市、旭川市双方からアクセスがしやすい環境である。人口は38,777人、高齢化率35.46%（R2国勢調査）となっており、中空知圏域内で最も人口数が多く、高齢化率は低い。

本市では、高齢者人口の増加に伴う認知症患者数の増加に備え、「認知症本人が自分のやりたいことをあきらめずに取り組み、人の役に立ち達成感を味わう事」ができるよう、認知症を我が事として前向きに考えられる「新しい認知症観」を広げることを目的として取り組みを検討した。

<取組の内容>

地域包括支援センターが主体となって農園を用意し、介護サービスにつながらない若年性認知症の方・高齢者の軽度認知症の方が、苗植えや野菜の収穫といった畑作業を通して、健康づくり・気分転換・当事者間の交流が促進されるよう図っている。

<工夫している点>

- ・ 認知症本人が参加しやすいよう、送迎バスを用意。（市のバスで送迎）
- ・ 市内の短期大学、高等看護学院の学生の中から、ボランティアとして参加希望の学生を登録し、参加したい日時の活動に参加する仕組みとしている。高等看護学院の地域実習の一つが第1回目の畑楽であり、学生や就労している人も参加しやすいよう、土曜日に開催している。
- ・ 様々な世代、多機関の人達の参加につながり、広がりを見せている。（国際交流員、食生活改善推進員、婦人ボランティア等）

<実感している効果>

- ・ 苗植えた野菜を収穫する達成感、作物を持ち帰り家族から感謝されることで、自分の役割意識の増進につながっている。
- ・ 畑作業は誘いやすく、「デイサービスは嫌だけど、畑なら行く」という方など、抵抗なく参加する方が多い。
- ・ 認知症の有無と畑作業の知識・技術は関係がなく、学生や職員が作業について教えてもらっており、褒められることや尊敬されることで、自己肯定感が高まっている様子である。
- ・ 学生は、高齢者に関わる機会が少なく、こうした場に参加したいと思う学生も一定数いることが分かった。高齢者も若者との会話で表情が明るくなり、学生も認知症などについて理解する場になっている。

執筆協力：滝川市

<取組の様子>



<圏域内の市町村による取組事例>

在宅医療・介護連携推進事業及び地域リハビリテーション事業	深川市
------------------------------	-----

<取組の背景>

本市は、中核市である旭川市に隣接しており、急性期医療などでは同市との結びつきが強い。人口は19,980人、高齢化率42.76%（R2国勢調査）となっている。

本市では、平成26年10月の北空知圏振興協議会民生部会において「北空知管内（第2次医療圏）における地域医療及び介護サービスの提供体制の確保と連携のあり方検討に関する中間報告」として、道内でも急速に人口減少が進むと予測されている北空知圏域の将来人口の推計をはじめ、圏域内の限られた医療・介護資源の実態や、医療・介護サービスの相互利用の状況、今後の需要予測などの検討を重ねた結果、1市4町が共同し北空知第2次保健福祉医療圏を維持し、深川保健所や深川医師会など関係機関等と連携を図り、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組むべきであるとの認識に至った。

<取組の内容>

2016年（平成28年）3月に、「北空知における地域医療・介護の提供体制の確保と連携に関する協定書」を1市4町で締結し、「北空知地域医療介護確保推進協議会」を設置。その中で具体的な事業内容を協議することとしており、その拠点として1市4町から事業の委託を受ける、「北空知地域医療介護連携支援センター」を深川市立病院内に設置し、各種事業に取り組んできました。

<工夫している点>

- ・ 在宅医療・介護連携推進事業に定められた8つの事業の他、地域リハビリテーション活動支援事業、認知症初期集中支援事業、休日・夜間救急医療体制の維持・確保、医療・福祉・介護人材の確保など管内独自の取り組みとして広域で協議
- ・ 協議会の構成団体は医療・介護に関する事業所等から幅広く参画（市町包括担当者、保健所、介護事業所、医師会、歯科医会、消防組合、介護支援専門員連絡協議会、薬剤師会等）
- ・ 協議会～運営会議～専門部会～小部会と会議体を階層化、課題を細分化しそれぞれ専門的に協議
- ・ 平成28年度の設置からP D C Aサイクルにより、2～3年おきに取り組む事業の評価と実施体制の検討を行い、委員意見を取り入れながら持続的な協議体制を構築

<実感している効果>

地域住民が住み慣れたまちで安心して暮らすために、少ない医療介護資源を支援関係者の「顔の見える関係づくり」でカバーすることをコロナ禍においても継続して取り組んできた。

支援関係者が、各種研修や「ケア・カフェ」など各種の取り組みで顔を合わせることで、入退院支援業務等において円滑な関係を築くことができている。

執筆協力：深川市

<取組の様子>



<圏域内の市町村による取組事例>

高齢者移送サービス事業	豊浦町
<p><取組の背景></p> <p>本町は、冷涼な北海道にあっては比較的温暖な胆振管内の西端に位置しており、人口3,814人、高齢化率39.64%（R2国勢調査）となっている。町の南部は噴火湾（内浦湾）に面し、すり鉢状になった噴火湾は周囲の川から流れ込む養分が止まりやすく、プランクトンが豊富と言われ、身が引き締まって弾力があり、甘味があるホタテなどが町の特産です。</p> <p>本町では、町内及び近隣市町村への医療機関へ通院する利用者について、通院時乗降介助サービスの対象（要介護認定）ではないものの、家族等の送迎が期待できない、公共交通機関を利用した通院が難しい等の高齢者が一部おり、医療機関への送迎をしてほしいとの要望があったことから、移送サービスについて検討することとなった。</p> <p><取組の内容></p> <p>自宅から医療機関(町内及び近隣市町村)への送迎を町直営の在宅介護支援センター部門にて実施。</p> <p>申請要件</p> <ul style="list-style-type: none">●介護認定における「要支援1」「要支援2」のいずれかに認定されていること（一次判定による結果でも可）●申請者自身では交通機関の利用ができず、家族等による送迎も困難なこと <p>※在宅介護支援センター部門にて、要介護認定者を対象とした通院時乗降介助サービスを実施。</p> <p>利用方法</p> <ul style="list-style-type: none">●利用する日の3日前までに移送サービス利用申請書を提出（継続利用の場合は電話による予約）●申請を受理したうえで実情を調査し、移送サービスの可否を移送サービス許可(却下)決定通知書にて通知（新規利用の場合のみ）●当日に在宅介護支援センター部門の職員が医療機関へ送迎 <p><工夫している点></p> <p>本サービスのみを利用する申請者については、要支援認定までは必要とせず一次判定のみ（調査員による調査内容のみ）で決定することにより、素早い送迎対応を可能としている。</p> <p><実感している効果></p> <p>通院が必要な高齢者の足として、頼れる人がいない方の身体的・心理的負担を軽減できている。</p> <p>公共交通機関や町営バス等は便数が少なく、それを補完する形で柔軟な通院時間に対応していることで、利便性が図られている。</p> <p style="text-align: right;">執筆協力：豊浦町</p> <p><取組の様子></p> <div data-bbox="183 1675 826 1917">A photograph of the Yamabiko Community Health and Welfare Center, a multi-story brick building with a sign that reads "豊浦町総合保健福祉施設 やまびこ".</div> <div data-bbox="869 1675 1417 1930">A photograph of a white van, likely used for the elderly transport service, parked on a street.</div>	